

左官業の見える化評価基準

令和4年3月8日策定

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示第498号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和2年3月31日）に基づき左官工事業の施工能力等の見える化評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 見える化評価基準の策定主体

一般社団法人日本左官業組合連合会

2. 見える化評価基準を策定する目的

左官技能者を雇用する左官専門工事企業等の施工能力等について客観的な評価を行うことにより、

- ①人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進される
- ②業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）を高める
- ③将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の維持向上へと、さらには見える化評価制度により高い評価を得た専門工事企業が受注できる仕組みづくりにつながる制度を構築することを目的とする。

3. 見える化評価基準の対象とする職種

本基準は、能力評価基準の対象とした職種の建設技能者を雇用する専門工事企業等を、見える化評価の対象とする。

4. 見える化評価基準及び段階

見える化評価基準は、見える化評価の項目ごとに設定し、評価を行う。評価内容ごとの配点、算定基準については、以下のとおりとする。

☆☆☆☆評価については、見える化制度における最上位であることを踏まえて設定。
 見える化項目ごとに、評価内容の合計の平均点が76点以上を「☆☆☆☆評価」、51点以上76点未満を「☆☆☆評価」、26点以上51点未満を「☆☆評価」、26点未満を「☆評価」とする。

【基礎情報の評価内容】

建設業許可（2段階評価・重み付け2.0倍）	「有」・・・75点 「無」・・・0点
営業年数（4段階評価）	「50年以上」・・・100点 「30年以上50年未満」・・・75点 「10年以上30年未満」・・・50点 「10年未満」・・・25点
建設業の許可年数（4段階評価）	「20年以上」・・・100点 「10年以上20年未満」・・・75点 「5年以上10年未満」・・・50点 「5年未満」・・・25点
資本金（4段階評価）	「3000万円以上」・・・100点 「1000万円以上3000万円未満」・・・75点 「500万円以上1000万円未満」・・・50点 「500万円未満」・・・25点
完成工事高（4段階評価・重み付け3.0倍）	「3億円以上」・・・100点 「1億円以上3億円未満」・・・75点 「3000万円以上1億円未満」・・・50点 「3000万円未満」・・・25点
社員数（4段階評価）	「40名以上」・・・100点 「20名以上」・・・75点 「5名以上」・・・50点 「5名未満」・・・25点
団体加入（2段階評価）	「有」・・・75点 「無」・・・25点

※基礎情報の評価内容の計算例

建設業許可：「有」・・・	75点	※重み付け2.0倍
営業年数：「30年以上」・・・	75点	
建設業の許可年数：「20年以上」・・・	100点	
資本金：「1000万円」・・・	75点	
完成工事高：「5億円」・・・	100点	※重み付け3.0倍

社員数：「5名以上」・・・50点
団体加入：「有」・・・75点

$$(75 \times 2) + 75 + 100 + 75 + (100 \times 3) + 50 + 75 \div 10 = 82.5 \rightarrow \star\star\star\star$$

【施工能力の評価内容】

基幹技能者数（4段階評価・重み付け2.0倍）

「5名以上」・・・100点
「3名以上5名未満」・・・75点
「1名以上3名未満」・・・50点
「1名未満」・・・25点

建設キャリアアップカードの保有者数（4段階評価・重み付け3.0倍）

「30名以上」・・・100点
「20名以上30名未満」・・・75点
「5名以上20名未満」・・・50点
「5名未満」・・・25点

所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合（4段階評価・重み付け2.0倍）

「40%以上」・・・100点
「25%以上40%未満」・・・75点
「10%以上25%未満」・・・50点
「10%未満」・・・25点

所属技能者数（正規の直接雇用）（4段階評価・重み付け3.0倍）

「30名以上」・・・100点
「15名以上30名未満」・・・75点
「5名以上15名未満」・・・50点
「5名未満」・・・25点

所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算
（4段階評価）

「合算した点数が175点以上」・・・100点
「合算した点数が125点以上」・・・75点
「合算した点数が75点以上」・・・50点
「合算した点数が25点以上」・・・25点

○所属技能者に占める29歳以下の者の割合（4段階評価）

「30%以上」・・・100点
「15%以上30%未満」・・・75点
「5%以上15%未満」・・・50点
「5%未満」・・・25点

○所属技能者の平均勤続年数（4段階評価）

- 「30年以上」・・・100点
- 「20年以上30年未満」・・・75点
- 「10年以上20年未満」・・・50点
- 「10年未満」・・・25点

表彰制度（建設マスター及び建設ジュニアマスター受章者）（2段階評価）

- 「いる」・・・100点
- 「いない」・・・25点

※施工能力の評価内容の計算例

- 基幹技能者数：「5名」・・・100点 ※重み付け2.0倍
- 建設キャリアアップカードの保有者数：「30人」・・・100点 ※重み付け3.0倍
- 所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合：「18%」・・・75点 ※重み付け2.0倍
- 所属技能者数（正規の直接雇用）：「15名以上30名未満」・・・75点 ※重み付け3.0倍
- 所属技能者に占める29歳以下の者の割合と所属技能者の平均勤続年数の合算・・・(125点) 75点

○所属技能者に占める29歳以下の者の割合：「20%」・・・75点

○所属技能者の平均勤続年数：「15年」・・・50点

表彰制度（建設マスター及び建設ジュニアマスター受章者）：「いる」・・・100点

$$(100 \times 2) + (100 \times 3) + (75 \times 2) + (75 \times 3) + 75 + 100 \div 12 = 87.5 \rightarrow \star\star\star\star$$

【コンプライアンスの評価内容】

処分歴（2段階評価） 「有」・・・25点
「無」・・・100点

社会保険加入状況 ※3保険すべて（2段階評価） 「有」・・・100点
「無」・・・25点

（公財）建設業適正取引推進機構の講習会を受講（2段階評価）

- 「該当がある」・・・100点
- 「取組の該当がない」・・・25点

職長・安全衛生責任者教育の講習会を受講（2段階評価）

- 「該当がある」・・・100点
- 「取組の該当がない」・・・25点

就業規則（2段階評価・重み付け2.0倍） 「有」・・・100点
「無」・・・25点

36協定の締結（2段階評価・重み付け2.0倍） 「有」・・・100点
「無」・・・25点

※コンプライアンスの評価内容の計算例

処分歴：「無」・・・100点

社会保険加入状況：「有」・・・100点

(公財)建設業適正取引推進機構の講習会を受講：「取組の該当がない」・・・25点

職長・安全衛生責任者教育の講習会を受講：「取組の該当がある」・・・100点

就業規則：「有」・・・100点 ※重み付け2.0倍

36協定の締結：「有」・・・100点 ※重み付け2.0倍

$$(100+100+25+100+(100 \times 2)+(100 \times 2)) \div 8 = 90.62 \rightarrow \star\star\star\star$$